

北海道告示第11417号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次の肥料の登録の有効期間を更新した。

令和5年10月17日

北海道知事 鈴木 直道

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者		登録有効期限
					名称	住所	
北海道第2811号	生石灰	30.0 苦土生石灰	アルカリ分 100.0 く溶性苦土 30.0	該当なし	訓子府石灰工業株式会社	常呂郡訓子府町大町 86番地	令和11年11月18日